

大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準

昭和六十三年一月三十日

山口県告示第八十二号

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十五条の二第三項の規定に基づき、燃料使用基準を次のとおり定め、昭和六十三年二月一日から施行する。

大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準に関する告示(昭和五十二年山口県告示第八百四十二号)及び大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準に関する告示(昭和五十二年山口県告示第千六百十七号)は、昭和六十三年一月三十一日限り、廃止する。

一 適用する地域

- (一) 昭和五十一年九月一日における宇部市の区域及び山陽小野田市のうち同日における小野田市の区域(以下「宇部小野田地域」という。)
- (二) 下松市、光市及び周南市の区域(光市にあつては昭和五十一年九月一日における光市の区域に、周南市にあつては同日における徳山市及び新南陽市の区域に限る。)(以下「周南地域」という。)
- (三) 岩国市及び玖珂郡和木町の区域(岩国市にあつては、昭和五十一年九月一日における岩国市の区域に限る。)(以下「岩国和木地域」という。)

二 適用する工場又は事業場

工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(次に掲げるばい煙発生施設を除く。)を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が一時間当たり〇・一キロリットル以上一・〇キロリットル未満である工場又は事業場

- (一) 専ら他のばい煙発生施設の使用停止中に予備的に使用され、又は使用を廃止されたばい煙発生施設((二)に掲げるばい煙発生施設を除く。)
- (二) 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号。)別表第一の二九の項に掲げるガスタービン、同表三〇の項に掲げるディーゼル機関、同表三一の項に掲げるガス機関及び同表三二の項に掲げるガソリン機関で専ら非常時において用いられるもの

三 燃料使用基準

重油その他の石油系燃料の硫黄含有率の許容限度を一・二パーセントとする。

四 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

- (一) 原料 別表第一の上欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる原料の量を同表の下欄に掲げる重油の量に換算する。
- (二) 燃料 別表第二の上欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の下欄に掲げる重油の量に換算する。

改正文(平成三年告示第六五号)抄

平成三年二月一日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五三五号)抄
平成十六年十月四日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五七三号)抄
平成十六年十一月一日から施行する。

改正文(平成一七年告示第一六四号)抄
平成十七年三月二十二日から施行する。

改正文(平成一八年告示第一三三号)抄
平成十八年三月二十日から施行する。

別表第一

原料の種類	原料の量	重油の量(単位リットル)		
		宇部小野田 地域	周南地域	岩国和木地 域
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	一キログラム	一・一〇	一・一〇	一・一〇
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	一リットル		〇・〇四	〇・〇四
硫酸の製造の用に供する硫黄燃焼炉に使用される原料	一キログラム	〇・四〇		
硫酸の製造の用に供する硫化水素燃焼炉に使用される原料	一キログラム	〇・八〇		
廃棄物の焼却炉において処理される産業廃棄物 その他の原料	一キログラム	当該原料の量一キログラムの処理に伴い発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油(硫黄含有率は〇・四パーセントとし、比重は〇・九四とする。)の量		

別表第二

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位リットル)
-------	------	--------------

		宇部小野田 地域	周南地域	岩国和木地 域
原油	一リットル	〇・九五	〇・九五	〇・九五
軽油	一リットル	〇・九五	〇・九五	〇・九五
ナフサ	一リットル	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
灯油	一リットル	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
石炭	一キログラム	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇
液化天然ガス	一キログラム	一・三〇	一・三〇	一・三〇
液化石油ガス	一キログラム	一・二〇	一・二〇	一・二〇
都市ガス	一キログラム	〇・五〇	〇・五〇	
オフガス	一キログラム	一・二〇	〇・五〇	〇・五〇
ナフサ分解ガス	一キログラム		〇・五〇	〇・五〇
その他の燃料	一リットル（固 体燃料又は気体 燃料にあつては、 一キログラム）	当該燃料の量一リットル(固体燃料又は 気体燃料にあつては、一キログラム)当 たりの発熱量に相当する発熱量を有す る重油(一リットル当たりの発熱量は、 九、四〇〇キロカロリーとする。)の量		